

社会福祉法人台東区社会福祉事業団 会計監査人候補者選定に係るプロポーザル実施要項

令和7年7月7日

1 趣旨

社会福祉法人台東区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第37条の規定に基づき会計監査人を設置し、法第45条の19に定められた計算書類およびその付属明細書の監査を受ける必要があるため、法第43条により会計監査人を評議員会の決議により選任します。そのため、当事業団は会計監査人となる候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行います。

2 業務の内容

（1）予備調査業務

会計監査人業務に先立ち行う事前調査業務であり、会計監査に対応可能な内部統制が構築されているか、計算書類等が社会福祉法人会計基準等に準拠して作成されているかを調査し、会計監査を受けるために必要な体制の構築を、改善活動を含め支援する業務

（2）会計監査人業務

社会福祉法に規定する会計監査人による会計監査業務

3 業務期間

（1）予備調査業務

令和7年10月1日～令和8年3月31日（予定）

（2）会計監査人業務

令和8年6月以降（予定）

令和8年度の会計監査人の選任は、令和8年6月開催予定の定時評議員会にて行います。

会計監査人の任期は、法第45条の3の規定に基づき、令和9年6月開催予定の定時評議員会の終結の時までとします。

4 応募資格

（1）本プロポーザルに応募する者は、次に掲げる資格要件を全て満たすものとします。

- ① 法第45条の2に定める資格を有する公認会計士または監査法人であり、公認会計士法その他の諸法令における欠格事項に該当するものでないこと。
- ② 公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者ではないこと。
- ③ 公認会計士又はその配偶者が、当事業団の役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者（過去1年以内にこれらの者であったものを含む）ではないこと。

- ④ 過去１０年以内に社会福祉法人に対する監査業務、非監査業務実績（会計指導、経営支援等）を有していること。
- ⑤ 東京都内又は東京近郊に、主たる事務所又は従たる事務所を有していること。
- ⑥ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- ⑦ 金融庁による公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等のうち、応募意思表明書提出時から本プロポーザル終了までの期間において、契約の新規の締結に関する業務の停止処分を受けていないこと。なお、会計監査人候補者として指定を受けた後、令和８年６月開催予定の当事業団の評議員会において、会計監査人に選任されるまでの間に上記の処分を受けたときは、候補者の資格を失することとする。
- ⑧ 本プロポーザル及びその後の契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できる者であること。
- ⑨ 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱（平成２４年１月２６日付２３台総経第６４５号）による入札参加除外措置を受けていないこと。

５ 会計監査人候補者選定スケジュール

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| （１）当事業団ホームページにて公募開始 | 令和７年７月 ７日（月）正午 |
| （２）応募意思表明書提出締切 | 令和７年７月１８日（金）正午（必着） |
| （３）質問書受付締切 | 令和７年７月１８日（金）正午（必着） |
| （４）質問に対する回答 | 令和７年７月２８日（月）正午（予定） |
| （５）企画提案書および予備調査提案書提出締切 | 令和７年８月 ５日（火）１７時（必着） |
| （６）第一次審査 | 令和７年８月 ６日（水）～８月２２日（金） |
| （７）第一次審査結果通知 | 令和７年８月下旬 |
| （８）第二次審査 | 令和７年９月上旬（予定） |
| | ・詳細は、第一次審査結果通知時に併せてご案内いたします。 |
| （９）選定結果通知 | 令和７年９月中旬（予定） |

６ 応募手続き

（１）応募意思表明書の提出

応募を希望する者は、必ず応募意思表明書を郵送または持参により提出期限内に提出してください。なお、郵便事故により期限に間に合わない場合、当事業団は責任を負いません。また、応募意思表明書の提出がない者は審査対象とは認められません。

（２）質問の受付及び回答

企画提案書の作成に関する質問がある場合には、質問書をメールにて提出してください。質問は内容

の類型化および質問者名を匿名化した上で一括して回答を作成し、全ての応募意思表明書提出者に対してメールにて共通に回答いたします。

(3) 企画提案書および予備調査提案書の提出

企画提案書および予備調査提案書は下記「7 応募書類」に示した様式により作成し、郵送または持参により提出期限内に提出してください。なお、郵便事故により期限に間に合わない場合、当事業団は責任を負いません。提出部数は11部としますが、うち1部は正本とし、残り10部は複写で可とします。

7 応募書類

- (1) 会計監査人候補者選定に係るプロポーザル 応募意思表明書 (様式1)
- (2) 会計監査人候補者選定に係るプロポーザル 質問書 (様式2)
- (3) 会計監査人候補者選定に係るプロポーザル 企画提案書 (様式3)
- (4) 会計監査人監査予備調査提案書 (様式4)

応募書類は上記の様式を使用して作成してください。なお、企画提案書の提出の際に、以下の事項にご留意ください。

- ① 法人の概要がわかるパンフレット等を添付してください。
- ② 応募書類は必要に応じて、枠を拡大して使用してください。なお、企画提案書「2(3) 監査チーム体制」の構成を追加する場合を除き、枠の追加はしないでください。
- ③ 提案内容を補足する資料があれば添付してください。

8 審査・選定方法

(1) 審査方法及び審査基準

社会福祉法人台東区社会福祉事業団会計監査人候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、第一次審査(企画提案書の書類審査)及び第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を実施します。それぞれの提案を、社会福祉法人台東区社会福祉事業団会計監査人選定基準(別紙1)に基づき評価し、優先交渉権者を選定します。

(2) 第一次審査

- ・第一次審査は、企画提案書に基づいて書類審査を行います。
- ・第一次審査の結果、第二次審査の対象者を上位3者程度とします。
- ・第一次審査の結果は、全ての企画提案書提出者にメールにて通知します。

(3) 第二次審査

- ・第二次審査は、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。
- ・提案者の出席者は3名以内とします。
- ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて行うものとし、追加の資料提出は認めません。

- ・プレゼンテーションの持ち時間は15分以内とし、引き続きヒアリング(15分以内)を行います。
(合計30分以内)
- ・プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは当事業団で用意しますが、提案者の用意する機材を使用しても構いません。
- ・第二次審査の結果は、全ての第二次審査対象者にメールにて通知するとともに、当事業団のホームページにて公表します。

9 その他

- (1) 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- (2) 応募に係る経費は、全て応募者の負担とします。
- (3) 提出期限以後の企画提案書等の差替え又は再提出は認めません。ただし、選定委員会から要請があったものはこの限りではありません。
- (4) 選定委員会から資料の追加提出の要請があった場合は、迅速に応じてください。
- (5) 企画提案書等の提出資料は返却いたしません。
- (6) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属しますが、公平性、透明性、客観性を期するため公表することがあります。
- (7) 審査結果については、優先交渉権者となった候補者名を当事業団ホームページにて公表します。
- (8) 書類に虚偽の記載があった場合等、公正な審査を行うことができないと選定委員会が認めた場合は、本プロポーザルの参加資格を失うものとします。
- (9) 当事業団令和6年度決算報告書は当事業団ホームページにて公開しています。

10 問い合わせ・提出先

社会福祉法人 台東区社会福祉事業団総務課 多田・前田

〒110-0011 台東区三ノ輪1-27-11 台東区三ノ輪福祉センター3階

TEL: 03-5603-2228

E-Mail: taitojd-somu@bz03.plala.or.jp